

山形銀行 定期預金規定 10. 自動継続変動金利定期預金規定

<複利型>

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の指標金利（店頭表示の利率）に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続時における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を当行本支店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続したときはその継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日における当行所定の指標金利（店頭表示の利率）に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について通帳（証書）記載の利率（前記第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記第1条第2項の利率。以下これを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により満期日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) 「定期預金規定1. 共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項および第4項または第5項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、解約日の普通預金利率を下回らないものとする。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 …………… 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 …………… 約定利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 …………… 約定利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 …………… 約定利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 …………… 約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (共通規定の適用)

本規定に定めがない事項については、「定期預金規定1. 共通規定（通帳口・証書口）」を適用します。

<単利型>

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の指標金利（店頭表示の利率）に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続時における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を当行本支店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続したときはその継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日における当行所定の指標金利（店頭表示の利率）に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する6か月ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数（以下「中間払日数」といいます。）について、通帳（証書）記載の中間払利率（前記第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、中間払日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）へ入金します。
 - ② 中間払日数について通帳（証書）記載の利率（前記第2条により利率を変更したときは変更後の利率。継続後の預金については、前記第1条第2項の利率。以下これを「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日に指定口座に入金します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) 「定期預金規定1. 共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項および第4項または第5項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、解約日の普通預金利率を下回らないものとする。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。
 - ① 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満 …………… 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×50%
 - C 1年以上2年未満 …………… 約定利率×70%
 - ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満 …………… 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満 …………… 約定利率×50%

- D 1年6か月以上2年未満 …… 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 …… 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 …… 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (共通規定の適用)

本規定に定めがない事項については、「定期預金規定1. 共通規定(通帳口・証書口)」を適用します。

以上

(2020年4月1日現在)